

# 介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、介護保険料の減免が受けられます。

## 【保険料の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った65歳以上の方  
⇒保険料を全額免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入減少（※1）が見込まれる65歳以上の方  
⇒保険料の一部を減額

〈注〉世帯の主たる生計維持者とは、世帯の生計を主として維持する方であり、保険料減免を受ける被保険者と同一世帯に属する方。

## （※1）保険料が一部減免される具体的な要件（収入減少の状況）

世帯の主たる生計維持者について、次の（1）と（2）に該当すること

- （1）世帯の主たる生計維持者の令和3年の事業収入等（※2）のいずれかが令和2年の当該事業収入等（※2）の額の10分の3以上減少する見込みである（見込まれる減少額は保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）
- （2）世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等（※2）に係る所得以外の令和2年の所得の合計額が400万円以下である

（※2）事業収入等とは、事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入が該当。

申請にあたっては、収入を証明する書類（帳簿、給与明細等）が必要となります。

## 【対象保険料】

納期限が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に設定されている令和3年度分の介護保険料

## 【申請期間】

令和3年7月15日から4年3月31日（必着）までの間に、長寿介護課に申請書を提出してください。

◎ご自身が減免の対象となるか、また、申請に必要な書類等の詳細については、長寿介護課にお問い合わせください。

◎新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、極力、事前に電話でお問い合わせください。

お問い合わせ

鶴岡市健康福祉部長寿介護課

電話 0235-25-2111（内線187・183）